

補助・助成事業により購入する用具等の会計取扱要領

1 趣旨

この要領は、特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下「連盟」）が補助事業、助成事業を受けて購入する用具の会計取扱に関し、必要な事項を定める。

2 予算執行者

連盟の事務局長とする。

3 指名競争入札

用具等の購入予定価格が160万円以上の場合は指名競争入札により納入業者を決定する。
なお、次に掲げる場合は、1人の者から見積書を徴する随意契約によることができる。

- (1) 用具等が特殊なものであり、他の者のところには同一のものがなく、特定の業者からしか購入できないとき。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、指名競争入札に付する必要がない用具等を購入するとき。

4 見積書の徴取

予算執行者は、随意契約により用具等を購入する場合は、次に掲げる見積書を徴する。

用具等購入の予定金額	見積書の徴取	見積・入札業者の選定
2万円未満	原則不要	—
2万円以上10万円未満	1者以上の業者	予算執行者
10万円以上160万円未満	2者以上の業者	予算執行者
160万円以上	指名競争入札	事務局運営会議

5 契約書

予算執行者は、用具等の購入で1件100万円以上の場合は、次に掲げる契約書を作成する。

- (1) 用具等購入の内容
- (2) 用具等の納入時期及び納入場所
- (3) 対価の額
- (4) 対価の支払い方法及び支払時期
- (5) 契約不履行の場合における損害金
- (6) 契約解除の方法

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局運営会議が別に定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。